

<日本臨床医学脱毛協会規約>

第1章 総則

第1条

この団体は、日本臨床医学脱毛協会（以下「協会」という。）という。

第2条

協会の事務局の所在地は細則で定める。

第2章 目的

第3条

協会はAGA（男性型脱毛症）及びFAGA（女性男性型脱毛症）臨床研究の推進事業と、脱毛医療の健全な発展と普及に寄与することを目的とする。

第4条

協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インターネットや雑誌、新聞などのマスメディアを利用した一般への情報提供
- (2) 日本臨床脱毛医学研究会との情報交換とヘアケア商品の認定
- (3) AGA（男性型脱毛症）及びFAGA（女性男性型脱毛症）診療医の紹介・クリニックへのご案内業務
- (4) クリニックとの連携によるヘアケアに関する無償カウンセリング
- (5) カウンセリングを目的とした指示箋の発行
- (6) ヘアケア関連商品の研究と推奨

第3章 会員

第5条

協会の会員資格を有するものは、次のとおりとする。

- (1) 協会の目的に賛同する医師、研究者、技術者
- (2) 協会の目的に賛同する団体または個人

第6条

協会の会員になろうとするものは、入会申込書を協会事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条

会員は、次の各号の事由に該当するときは協会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 理事会の決定により除名されたとき。
- (4) 死亡（個人の場合）または解散（団体の場合）したとき。

第4章 役員

第8条

協会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名及び副会長1名～2名
- (2) 理事3名以上
- (3) 監事1名
- (3) 事務局長

第9条

協会の役員は次の規定により選出される

- (1) 理事のうちから会長1人、副会長1人又は2人及び専務理事1人を互選する。
- (2) 監事は理事のなかから会長により推薦され、総会により承認される。
理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- (3) 事務局長は会長が協会の運営のために推薦し、総会にて承認される。

第10条

協会の役員は次の業務を行う

- (1) 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- (2) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 理事は理事会を組織し、協会の運営及び事業を企画処理する。
- (4) 監事は会計及び会務の状況を監査する。
- (5) 事務局長は理事の補佐をし、会の運営実務を司る。

第11条

- (1) 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 理事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 事務局長の任期は会長の任期に準ずる。
- (5) 増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第5章 会議

第12条

総会は会長が召集し、議長となる。当協会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第13条

定期総会は毎年1回以上開催する。総会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

第14条

臨時総会は、理事会において必要と認めたときに開催する。また、役員数の3分の1以上より請求があったときは、会長はその請求のあった日から10日以内に総会を招集しなければならない。

第15条

総会においては以下の事項について審議する

- (1) 協会の事業報告及び事業計画。
- (2) 協会の収支決算及び収支計算。
- (3) 会員の選出と承認。
- (4) その他の必要な事項。

第16条

やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、委任状又は代理人をもって表決権を行使することができる。また、代理人は代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

第17条

総会は、委任状を含め会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

総会の議事は、委任状を含め出席会員の過半数の賛同をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第18条

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第19条

理事会は、理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。理事会の議長は会長とし、監事は必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

第6章 会計

第22条

協会の運営経費は協賛金、寄付金、事業に伴う収入などをもってこれに当てる。

第23条

協会の収支決算は毎年事業年度終了後、監事に監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第24条

協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年の12月31日に終わる。

第25条

協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

第26条

やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、収入支出をすることができる。

第7章 補則

第27条

協会の定款は理事会の審議を経て、総会において過半数の賛同を得られなければ変更することができない。

第28条

この定款を施行するために必要とされる細則は理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

附則

(1) 第24条にかかわらず、本会発足時の会計年度は平成19年7月1日より平成19年12月31日とする。

細則

(1) 協会の事務局は東京都港区港南4-6-5-3103に置く。